

スライド制度について

スライド制度は、山梨県工事請負契約書第25条に規定されている制度です。

工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を越えた場合に、請負代金額の変更を請求することが出来ます。

- 急激なインフレまたはデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準または物価水準が変動した場合（インフレスライド）
- 特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合（単品スライド）
- 契約締結日から1年経過した後に賃金水準または物価水準が変動した場合（全体スライド）

上記に当てはまる場合

スライド制度が活用できるかもしれません。

【相談窓口】

- 具体的な請求方法について
- スライド制度全般について

各発注機関

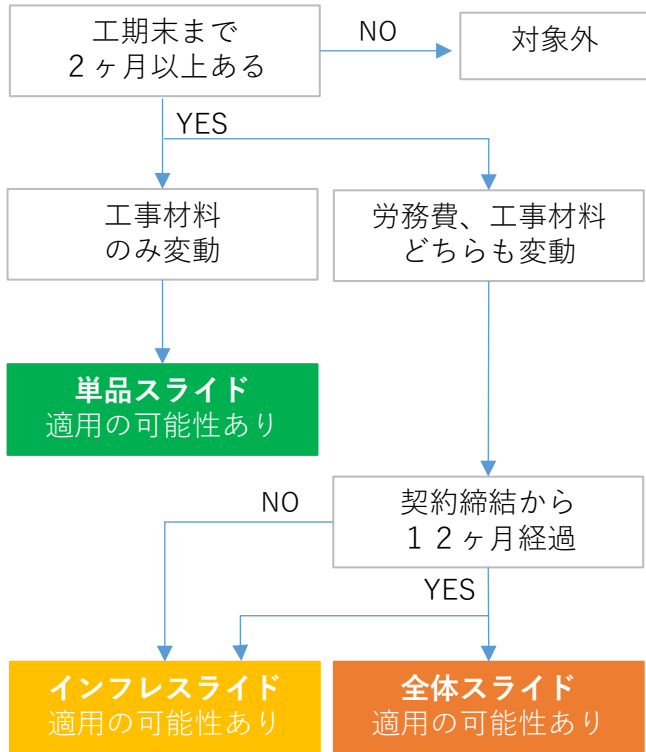
技術管理課

技術情報担当

TEL：055-223-1683

スライドの概要とスライド額算出方法について

スライドの分類



インフレスライド (第25条第6項)

対象(P)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> 基準日以降に施工する部分 基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> 基準日時点で施工済み部分 基準日時点で現場搬入済み工事材料 発注者が出来高数量を確認します。

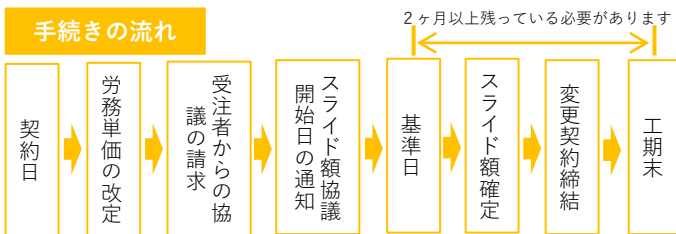
基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

スライド額 (変更額)

$$= P \text{の変動額} - P \text{の契約日時点の工事金額} \times 1\% \quad (\ast 1)$$

※1 変動額：基準日時点の工事金額-契約日時点の工事金額
 ※2 工事金額：官積算による工事価格×落札率

手続きの流れ



- 全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することが出来ます。

全体スライド (第25条第1項～第4項)

対象(P)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> 基準日以降に施工する部分 基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> 基準日時点で施工済み部分 基準日時点で現場搬入済み工事材料 発注者が出来高数量を確認します。

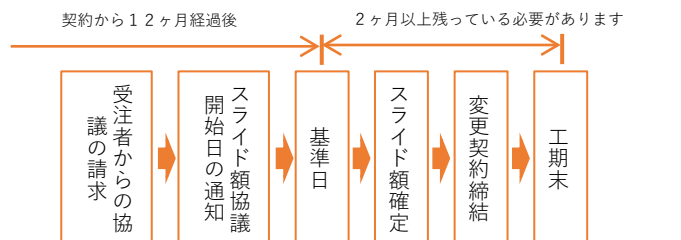
基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

スライド額 (変更額)

$$= P \text{の変動額} - P \text{の契約日時点の工事金額} \times 1.5\% \quad (\ast 1)$$

※1 変動額：基準日時点の工事金額-契約日時点の工事金額
 ※2 工事金額：官積算による工事価格×落札率

手続きの流れ



- インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- 全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することが出来ます。

単品スライド (第25条第5項)

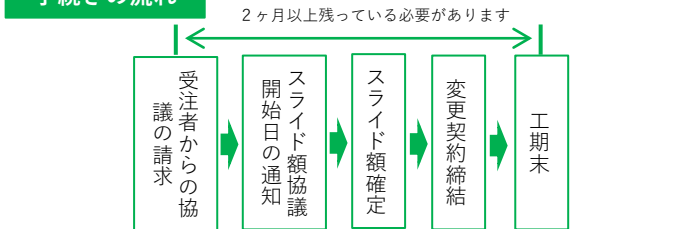
対象(P)	対象外(B)
<ul style="list-style-type: none"> 変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 (対象工事費＝請負代金額－B)	<ul style="list-style-type: none"> 部分払い完了部分(※1) 部分引き渡し完了部分

※1 部分払いの出来形検査請求時に単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、出来形検査結果通知書に適用対象の記載があった場合は、対象とすることが出来ます。

スライド額 (変更額)

$$= P \text{の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

手続きの流れ



- 工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
- 対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類(納品書、請求書など)を提出する必要があります。